

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 財務省)

[項目名]	国税のクレジットカード決済
1. 上記項目に関する制度の現状	<p>クレジットカード会社に納税者が委託して国税を立替払いする納付方法は、国税通則法第41条に規定する第三者納付と考えられることから、制度上クレジットカードを利用した国税の納付は可能である。 (ただし、下記のとおり手数料負担の問題など検討課題がある。)</p> <p>国税の納付については、国税通則法第34条により金融機関(日本銀行歳入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているほか、同条により電子納税の利用が可能となっている。国税通則法第41条(第三者の納付及びその代位)では、国税を納付すべき者(納税者)のために第三者が納付できることを定めている。このため、当該第三者が納税者の国税を納付することは可能であり、その場合、その効果はすべて納税者に帰属する。 国税通則法第34条及び第41条に従ってクレジットカード会社が、国税の納付を行うことを妨げるものではない。</p>
2. 根拠法令	国税通則法第34条・第41条
3. 上記項目の実現に向けた課題	<p>クレジットカードを利用した場合、支払いを受ける者(販売店等)への現金の入金は15日から1か月を要しているが、第三者納付であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。</p> <p>クレジットカードを利用する場合の手数料は、支払いを受ける者が負担するのが一般的であるが、この手数料を国が負担することは、期限内に現金で納付した納税者との公平性から適当ではないので、利用者負担の特約等の措置が必要。</p> <p>クレジットカードを利用した場合には、クレジットカード会社、金融機関(日本銀行)、国税庁(税務署)を通じた新たなシステム構築等の課題がある(上記のリアルタイムの決済を実現するためにも必要)。</p>
4. 上記項目の実現に向けた検討状況と今後の予定	<p>クレジットカード会社、金融機関(日本銀行)、国税庁(税務署)を通じた枠組みをどのように構築するかの協議が必要である。クレジットカード会社等が上記課題について具体的な提案があれば検討することはやぶさかではない。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 財務省)

[項目名] 国税のクレジットカード決済

5. その他質問項目

国税のクレジットカード決済導入のメリット、デメリットについて、貴省の見解をお伺いしたい。

(メリット)

納税者がキャッシュレスで決済でき、現金が手元になくとも国税の納付が可能
ただし、クレジットカードの利用者と見込まれる個人の申告所得税及び消費税については、キャッシュレスでの納付方法として、振替納税や電子納税が措置済。

(デメリット)

(1) 手数料等のコストを納税者又はクレジット会社が負担する場合

国税側でのシステム対応が必要であり、利用頻度等を勘案した導入の検討が必要

(2) 手数料等のコスト負担を国側が負担する場合

現在、期限内に日本銀行窓口(金融機関)や口座振替又は電子納税を利用して納付している納税者が利用することも当然に考えられることから、徴税費を押し上げることとなる。その負担は納税者全体が負うこととなり、公平性の観点から問題である。

なお、上記(1)と同様、国税側でのシステム対応が必要であり、利用頻度等を勘案した導入の検討が必要

国税のクレジットカード決済を導入した場合の手数料の負担、水準について、貴省の見解をお伺いしたい。

クレジットカードを利用することによるメリットは、その利用者である納税者が受けることとなるため、納税者が負担することが望ましいと考える。水準については、企業と利用者の契約であるので、当庁は申し上げる立場にない。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。